

訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月三十日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第十六号の五の（注）3中「ベニア海タボクベニア」を「ベニア海外協力系」に改める。

附則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。